



返戻金制度について

紹介手数料の発生後、弊社紹介により就職した方が、入社日から一定の日数以内に、自己都合に因る退職をされた場合、あるいは就業規則で規定する懲戒解雇となった場合には、領収済紹介手数料の一部を返金するものとします。

<返金規定>

- ・1ヶ月以内に退職した場合 当該紹介手数料の50%を返金

但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他免責が妥当と判断される事由の場合には、この限りではないものとします。

また、返戻条件等の詳細につきましては、個別のご契約内容に準じて変更する場合があります。

許可番号 14-ユ-100021
株式会社湘南ハイテク企画